

おしらせ INFORMATION

問い合わせ

- 本 庁**
菊池市役所 ☎(25)1111
- 総合支所**
菊池総合支所 ☎(25)1111
七城総合支所 ☎(25)1000
旭志総合支所 ☎(37)3111
泗水総合支所 ☎(38)2111

生後3カ月を過ぎたら

BCG予防接種を受けましょう

対象は生後満3カ月から6カ月未満です。

今年4月から法の改正でBCG接種の対象年齢が「生後6カ月未満まで」と短くなりました。ツベルクリン反応検査をせずに、直接BCG接種をすることになります。

これは結核感染前の早い時期にBCG接種をすることで、乳幼児期の重症結核などを予防するためです。

市では、満3カ月以上6カ月未満の乳児を対象に、次のとおり集団でBCG接種を行います。

対象年齢と回数
生後満3カ月～6カ月未満の乳児に1回
※生後6カ月を過ぎると個人で受ける「有料」の任意接種になります。

持ってくるもの
母子健康手帳(忘れると接種ができません)

予診票
その他の注意
あらかじめ配布してある「予防接種と子どもの健康」をよく読み、理解した上で受けましょう。

体調の良いときに、早めに済ませましょう。

BCG日程表

実施日	対象者	受付時間	場 所
8月24日(水)	実施日に3カ月～6カ月未満の乳児	午後1時30分～午後2時	七城公民館
8月30日(火)	乳児		文化会館

※上記の実施日のうちで、都合の良い日に早めに受けましょう。
※BCG接種は1回で終了です。接種の有無は母子健康手帳で確認してください。

接種を受けるお子さんの健康状態をよく知っている保護者が連れてきてください。予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがありますので、会場でお子さんの様子の観察をお願いいたします。BCG接種後から次の予防接種までは、必ず4週間以上あけてください。

BCG接種ができない人
これまでに受けた予防接種やけがなどで、ケロイドがある人
免疫機能に異常がある人
その他、予防接種をすることが不適当と医師が認められた人

※気になることがある場合は、かかりつけの医師に相談するか、意見書を持参してください。

- Q1 接種期間の「生後6カ月未満までの期間」とは？
A 生後6カ月に達する前日までをいいます。例えば、4月5日生まれの方は10月4日までです。
- Q2 病気や入院、海外渡航のために接種できなかった場合も接種できないのでしょうか？
A 市でしている定期接種を受けることはできません。任意接種になり、有料です。

介護保険料の減免制度があります

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を、特に収入の少ない人を対象に、菊池市独自の制度で減免します。

減免の対象者になる人
※第1号被保険者のうち保険料段階が第2段階で、次のすべてに該当する人。
・次すべての項目に該当することが条件です。
・当該世帯の世帯平均収入額(すべての年金、仕送りなども含む)が生活保護法による基準生活費以下であること。
・第1号被保険者とその属する世帯全員に前年の所得がない人
・市民税課税者の扶養を受けていない人

資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められる人
介護保険料を滞納していない人
※平成16年度で、減免認定を持っていない人も申請が必要です。

減免の内容
※第2段階の保険料を減額しますが、第1段階までの保険料額とします。

減免の申請
● 持ってくるもの
・印鑑(認印可)
・本人と世帯の収入が確認できるもの。年金支払通知書(個人年金含む)、給与明細書、事業収支書など。ただし、最近3カ月分以上。
・市町村役場税務課などで発行する資産評価証明書(資産がない場合は無資産証明書)
・世帯全員の預金、貯金通帳
・加入している健康保険証(写しでも可)
・証券、債権などの有価証券
・借家賃貸契約書、家賃の支払い領収書など
・自動車などの車検証
・生命保険の証書

● 申請の相談
申請方法などの相談を、菊池市役所生きがい推進課介護保険係で受けられます。
気軽に、ご相談ください。

問い合わせ・申請先
生きがい推進課

こ存知ですか? 児童扶養・特別児童扶養・特別障害者・児童福祉 の手当制度

児童扶養手当

○受給できる人

日本国内に住所があり、公的年金を受給していない人(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)で、次の要件のいずれかに該当する児童を養育する母に支給されます。

母がいなかったり、母が養育しない場合には、児童を養育する養育者に支払われます。

- ・母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障害にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童(認知された児童を含む)

○次の場合は手当が支給されません

- 児童が・・・
- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ・父に支給される公的年金給付の加算の対象になっているとき
- ・労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ・児童福祉施設などに入所または里親に委託されているとき
- ・母の配偶者(事実上の婚姻関係の場合も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が・・・

- ・児童を監護していないとき
- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金を受けることができるとき

○児童扶養手当支給額(月額)

区分	全部支給される人	一部支給される人
児童1人のとき	41,880円	41,870円～9,880円
児童2人のとき	46,880円	46,870円～14,880円
児童3人以上のとき	3人目以降1人当たり3,000円加算	

※一部支給は、所得額に応じて支給額が決定されます

○所得制限

手当を請求する本人、その配偶者および扶養義務者の所得が一定以上の場合は、手当の一部または全部が停止されます。

○養育費

前年中に受け取った養育費の8割を所得に加算します。

特別児童扶養手当

支給の対象になる障害児を養育する父または母。また、父母に代わって児童を養育している人。ただし、受給資格者、その配偶者、または扶養義務者の所得が一定額未満の場合。

○対象になる児童

20歳未満で、精神または身体に障害のある児童。ただし、児童福祉施設などに入所している場合(母子ともに入所している場合を除く)や障害を事由とする年金を受けられる児童は支給されません。

○特別児童扶養手当支給金額(月額)

- ・一級該当児童一人につき・・・50,900円
- ・二級該当児童一人につき・・・33,900円

特別障害者手当(月額26,520円)

重度の障害のため、日常生活で常時特別の介護を必要とする、20歳以上の人に支給されます。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません。なお、所得制限があります。

障害児福祉手当(月額14,430円)

重度の障害のため、日常生活に介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。ただし、施設に入所しているとき、障害基礎年金などの給付を受けることができるなど支給されません。なお、所得制限があります。

※現在、各手当を受給している人の**児童扶養手当の現況届は、毎年、8月1日(月)から8月31日(水)までの間に、その他の手当は、8月11日(木)から9月9日(金)までの間に**受給者の皆さんが提出してください。

今年も関係書類を送りますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ・提出先

菊池総合支所健康福祉課 または
七城・旭志・泗水の各総合支所民生課

8月のモジモン健康情報 ☎096(385)3300 (24時間)

- 月: 坐骨神経痛
- 火: 足のむくみ
- 水: しみ・そばかすのケア
- 木: 入れ歯の安定剤について
- 金: 手掌多汗症
- 土日: 「性のこと考えよう」シリーズ⑩
性交は必要か



医食農夏期セミナー 公開講演会を開きます

と き 8月20日(土) 午前10時～正午

と ころ 公立菊池養生園「芭蕉堂」

講 師 佐藤 弘 氏

テ ー マ 「食卓の向こう側」に見えるもの

対 象 一般住民の皆さん

参 加 費 無料

問 合 せ 先 菊池養生園セミナー事務局 ☎(38)28200